

加西市空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を改修及び修繕（以下「改修等」という。）する者に対して、その改修等に要した費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、市内に所在する空き家の有効活用を促進することを目的とし、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 利用者 空き家を購入又は賃貸若しくは無償で使用する者をいう。
- (4) 改修 建物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させると同時に、従前の機能水準以上に改善することをいう。
- (5) 修繕 建物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (6) 市内業者 補助金の交付申請日において、加西市内に主たる事業所等を有し建築業等を営む法人又は個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全て満たしている者とする。

- (1) 空き家への定住を希望する利用者又は空き家への定住を希望する利用者に空き家の売却又は賃貸等を行う所有者等であること。
- (2) 第8条に規定する交付申請日に、利用者が加西市に住民登録をしていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (5) 3親等内の親族間における空き家の売買又は賃貸借等でないこと。

(補助対象の空き家)

第4条 この補助金の交付を受ける空き家は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 築年数が25年以上の空き家であること。
- (2) この要綱の施行日以降に、所有者等と利用者との間において売買契約又は賃貸借契約が成立し、若しくは売買契約又は賃貸借契約の締結に関して同意が得られている空き家であること。
- (3) 賃貸借契約の場合、所有者等と利用者との間において改修等に関して書面による同意が得られている空き家であること。
- (4) 市から同様の事由による補助金等を受けていない空き家であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条各号に掲げる要件を全て満たす空き家のうち、次に掲げる要件を全て満たす空き家の改修等に要する経費の全部又は一部とする。

- (1) 空き家（店舗、倉庫等の用途に係るものを除く。）の主要構造部又は居住の用に供する部分（トイレ、風呂、台所等）の改修等
- (2) 20万円以上の改修等
- (3) 市内業者による空き家の改修等

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める経費の総額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以内とし、50万円を限度とする。

(交付事前申込み及び受理決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、空き家の改修等の着手前に、補助金交付事前申込書に次に掲げる書類を添えて市長に申込みをしなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書（又は同意を証する書類）の写し
- (2) 収支予算書
- (3) 改修等工事の設計図
- (4) 改修等工事の見積書
- (5) 施工前の現場写真（外観、施工箇所各所）
- (6) 位置図
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかに当該申込みに係る書類等を審査し、その結果について、申込者に対して補助金交付事前申込受理決定通知書により通知するものとする。

(交付申請及び決定)

第8条 前条の規定により事前申込みをした者は、事業が完了したときは、事業の完了した日から

起算して30日を経過した日又は事業の完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 改修等工事に係る領収書の写し
- (2) 収支決算書
- (3) 完成写真（施工箇所各所 1枚）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたと認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。